【件名】日本国籍者に対する隔離なしで豪州への入国が可能となる措置の開始日延期 (COVID-19 関連)

豪州連邦政府が、12月1日に予定していた、ワクチン接種を完了した日本から豪州 に渡航する日本国籍者に対する緩和措置(渡航制限免除を不要とし、かつ、NSW州、 VIC州及びACT到着後の隔離を不要とするもの)の開始日を、オミクロン株を巡る 状況を受け、12月15日まで延期することを決定したと当地の各種メディアで報じら れていますので、取り急ぎお知らせします。

今後、豪州政府から具体的な情報が発表されれば改めてお知らせします。

【参考】11月22日付領事メール

https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100262482.pdf

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>

大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html</u>

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete